

令和6年  
10/21(月)  
より

# 定額タクシー制度も 開始します！



定額タクシー制度とは、矢掛町にお住まいの方であれば、どなたでも町内を1乗車あたり800円でタクシーが利用できる制度です。

※目的地が町外の場合はご利用いただけません。

## 運賃

1乗車あたり 1か月あたり  
**800円 4回** まで

## 運行日

**月曜日～金曜日**  
土曜・日曜・祝日・  
12/29～1/3は利用不可

## 利用可能時間帯

**8時～17時まで**  
※前日17時までの  
事前予約が必要

利用するには

**役場にて事前に登録を行う必要があります！**

●●登録したその日からご利用いただけます

## 登録に必要な持ち物



### ご本人が申請する場合

マイナンバーカード



マイナンバーカードの  
暗証番号

XXXX



本人



代理

### ご本人の代理で 申請する場合

※15歳未満の場合は  
保護者が申請

ご本人の  
マイナンバーカード



本人

マイナンバー  
カードの  
暗証番号

XXXX

代理人(申請者)の  
本人確認ができるもの



代理



委任状

委任状

※保護者の場合は不要

申請にはマイナンバーカードが必要です

マイナンバーカードを持って  
いない方は、早めに**発行  
申請**をお願いします！



申請場所 >>>

矢掛町役場1階 町民課窓口  
受付 平日8:30～17:00 (12:00～13:00は除く)

登録・利用方法、制度に関するお問い合わせ

矢掛町企画課企画係 TEL：0866-82-1057

# 定額タクシーのご利用方法

## STEP 1

利用の前日17時までにタクシー事業者へ電話で予約をしてください。  
予約の際には、定額タクシー制度を利用する旨と、下記の内容をお伝えください。



- 1 お名前
- 2 利用したい日時
- 3 迎えに来てほしい場所
- 4 目的地
- 5 ご連絡先

## STEP 2



予約した場所へお迎えにあがります。乗車時に乗務員へマイナンバーカードを見せ、専用の端末にかざしてください。

## STEP 3



降車時にもマイナンバーカードを専用の端末にかざしてください。

そして、運賃800円をお支払いください。

### 利用できるタクシー事業者



(株)二葉観光運輸タクシー  
(有)東タクシー

TEL:0866-83-1818  
TEL:0866-84-8087

福祉タクシー ※車いすをご利用の方のみ

在宅ケアサービスステーションやかげ(有)  
(株)かむら堂 福祉タクシーせなかき

TEL:0866-82-9151  
TEL:0866-63-4966



## ご利用に あたっての注意点

■ 前日17時までにタクシー事業者へ電話で予約してください。行きも帰りも利用したい場合は、どちらも利用したい時間帯や目的地をお伝えください。  
なお、**予約状況によってはご希望に添えない場合があります。**

■ **運賃が800円以下の場合は、運賃額をお支払いください。**

■ **福祉タクシーの場合、別途介助料が必要です。**

■ マイナンバーカードを忘れた場合は、定額タクシーは利用できません。

■ 定額タクシーは、原則出発地から目的地までの最短ルートの運行が対象となります。ただし、やむを得ない場合、1箇所限り5分以内の立ち寄り（ATMやトイレなど）が可能です。

■ 出発地と目的地が同一、目的地まで遠回りをする、ドライブをするといった利用はできません。

■ マイナンバーカードの管理はご自身でお願いします。また、マイナンバーカードの有効期限が切れた場合、更新が必要です。

■ 現在配布している福祉タクシー利用券は、令和7年3月31日までご利用いただけます。ただし、定額タクシー制度との併用はできません。

■ ルールを逸脱する行為があった場合、定額タクシーの利用登録を取り消すことがあります。

## 複数人でご利用する場合

■ **1乗車あたり800円につき、利用者同士で運賃を出し合って**ご利用いただけます。

■ 複数人で乗車する場合、登録されている方が1人でもいればご利用いただけます。

■ 最後に降りる人のマイナンバーカードを利用する必要があります。

■ 違う場所にいる方と乗り合わせる場合、目的地までの最短ルート上で乗車する場合に限りご利用いただけます。



お問い合わせ先

矢掛町企画課企画係

TEL:0866-82-1057